

○湯沢市社会教育関係各種派遣費補助金交付要綱

平成31年 3 月13日

教育委員会告示第 5 号

改正 令和 4 年 3 月31日教委告示第 7 号

令和 7 年 3 月19日教委告示第 8 号

令和 8 年 3 月 5 日教委告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、社会教育関係各種派遣費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 この補助金は、市民が社会教育や社会体育に関する各種大会、研修、会議等（以下「大会等」という。）に参加する経費の一部を補助することにより、本市の社会教育、芸術文化、スポーツ及びレクリエーションの振興に資するとともに、経済的負担を軽減することを目的とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市税の滞納がない者で、18歳以下の就労していない者又は65歳以上の者

(2) 前号に掲げる者が所属する団体

(補助対象となる大会等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる大会等（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事項を全て満たす大会等とする。ただし、市が交付する他の補助金等の対象となる大会等は対象としない。

(1) 国、県、公的団体等が主催し、予選を経て参加する、東北大会規模以上の大会等

(2) 湯沢市雄勝郡以外の地域で開催される大会等

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めた大会等は、補助対象事業とすることができる。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 交通費及び宿泊料 湯沢市職員等の旅費に関する条例（平成17年湯沢市条例第53号）を準用して算出する交通費及び宿泊料
- (2) 運搬費 補助対象事業で使用する機材の運搬に要する経費（謝金及び燃料費を除く。）
- (3) 参加料 補助対象事業の要項等で定める参加料及び当該参加料以外に徴収される補助対象事業への参加に伴う必要最小限の経費
(補助金の額)

第6条 補助金の額及び上限額は別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容及び予選大会等の結果がわかる書類
- (2) その他教育委員会が必要と認める書類
(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条に定める実績報告書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支出を証する書類の写し
- (2) 補助対象事業の開催状況が分かる写真、配布資料の写し等
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 教育委員会は、令和10年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和4年3月31日教委告示第7号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月19日教委告示第8号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 5 日教委告示第 2 号）

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

大会等開催地	補助金の額	補助上限額	
		個人	団体
東北 6 県	補助対象経費の総額 （国、県又は他の団体 等から当該補助対象 経費に係る補助を受 ける場合にあっては、	5,000円	大会参加者のうち、第 3 条第 1 号に規定す る要件を満たすもの の人数に5,000円を乗 じて得た額
上記以外	当該補助金の額を控 除した額）の 2 分の 1 以内	10,000円	大会参加者のうち、第 3 条第 1 号に規定す る要件を満たすもの の人数に10,000円を 乗じて得た額